

**令和4年度
マーケット・イン型養殖業等実証事業（資材・機材の導入費支援）
応募資料作成要領**

本書は、令和4年度マーケット・イン型養殖業等実証事業（以下、事業という。）に養殖経営体、養殖経営グループ（以下、応募者という。）が応募する際に提出する応募資料の作成要領を取りまとめたものですので、参考にしてください。

1 応募者が提出すべき資料

| 支援内容 | 応募書類 |
|-----------------|--|
| 資材・機材の 導入費支援 | <p>① 養殖業改善計画書（外部評価結果を踏まえて作成）（別紙様式3）</p> <p>② 収支計画書（書式例1）</p> <p>③ 養殖業改善計画の認定申請書（別紙様式4） ※漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領【別記様式第23号】です。</p> <p>④ 外部機関による事業性評価書の写し</p> <p>⑤ 導入予定資材・機材のリスト（性能、形状、材質、数量、価格等）（書式例3） 資材・機材選定理由書（書式例4）、見積書（原則3社以上） ※見積書が3社以上取れない場合は、理由書（書式例5）を作成すること。</p> <p>⑥ その他提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産計画書（書式例2）（資材・機材の導入時期も記入する） ・定款 ※個人事業者の場合は経歴書略歴書 ・財務諸表（3期分） ※個人事業者の場合は青色申告書（3期分、BS・PL） ・会社パンフレット 等 |

2 応募資料の作成要領

（1）作成に当たって

応募者は、マーケット・イン型養殖業を実現するため、どのように需要情報を獲得し、どのような養殖生産物を提供できるのかを意識しながら、生産管理と経営を事業性評価により見える化し、経営を改善するための養殖業改善計画を作成してください。

マーケット・イン型養殖業への転換に必要と認められない資材・機材の導入については、支援の対象外になる可能性がありますので注意してください。

（2）養殖業改善計画書（外部評価結果を踏まえて作成してください。）

養殖業改善計画書の作成に当たっては、各設問の回答は、様式の各設問の枠の大きさに拘らずに作成してください。

外部評価結果を踏まえて修正した箇所や追記箇所は、従前の養殖業改善計画書の内容と判別が容易なように朱記書きや下線付きで作成してください。

- ① 応募経営体名等の記入（養殖業改善計画書 別紙様式 3 P1）
- ア 応募者が養殖経営体又は養殖経営グループの場合には、別紙様式 3 の 1 ページの上段に内容を記入してください。
 - イ 応募者が養殖経営体又は養殖経営グループ以外の者が代理し申請する場合には、別紙様式 3 の 1 ページの上段に養殖経営体又はグループの内容を記入し、下段に代理申請者の内容を記入してください。
 - ウ 代理人が申請する場合には、養殖経営体又は養殖経営グループとの関係性が分かるように、相関関係図等を使用して具体的に記入してください（別記資料での作成・提出も可とします）。
- ② 設問 1（あなたの養殖経営に関する現状認識や経営改善の意思等、項目ごとに PR してください。）（養殖業改善計画書 別紙様式 3 P2）
- ア 応募する養殖種類の養殖業事業性評価ガイドラインの別紙 1（養殖業ビジネスの事業性評価項目）の大項目及び中項目の「評価の観点」を参考にして、あなたの養殖経営に関する現状認識や経営改善の意志等について記入してください。
- ③ 設問 2（需要（顧客が必要とする価値の提供）を意識した生産等に関する設問）（養殖業改善計画書 別紙様式 3 P3）
- ア 養殖業事業性評価ガイドラインの第 1 章、第 2 章を参考にしつつ、現状を把握するため、どのように需要情報を獲得し、どのような養殖生産物を提供できるのか、販売・生産の双方が共存共栄するための取引形態をどのようにしていくのかといったことも考慮して記入してください。
- ④ 設問 3（養殖のバリューチェーン全体の付加価値を高めるための取引形態等に関する設問）（養殖業改善計画書 別紙様式 3 P3）
- ア 養殖業事業性評価ガイドラインの第 1 章、第 2 章を参考にしつつ、養殖生産物の提供を通じ、バリューチェーン全体の付加価値を高めるための取引形態をどのように構築していくのかといったことも考慮して、現状認識と今後の展望について記入してください。
- ⑤ 設問 4（養殖業改善計画書 別紙様式 3 P3）
- ア 各設問に対して現在の率直な意思、予定、希望に沿って記入してください。
- ⑥ 設問 5（貴経営体の体制に関する設問）（養殖業改善計画書 別紙様式 3 P4）
- ア 本事業の実証に際しての体制について記入してください。

⑦ 設問6（導入する資機材がどのようにマーケット・イン型の養殖業への転換につながるかに関する設問）（養殖業改善計画書 別紙様式3 P4）

ア 設問4-5で「実証事業も希望する」とした場合、本項目の記載は必須です。
また、5年間の収支計画書（書式例2）及び資材・機材導入計画と効果（書式例3）等を活用し、適宜作成してください。

⑧ その他

ア 養殖業改善計画書（別紙様式3）に記入する以外に参考となる資料の添付を可とします。

イ 養殖業改善計画書（別紙様式3）によらず独自の書式で申請することは可能です。ただし、本様式で求めた質問事項を満たしていない場合、形式要件が満たされていないとして採択不可となります。

※「養殖業事業性評価ガイドライン（魚類、藻類、貝類、その他、陸上養殖）」は次のURL（水産庁のHP）で公開されています。

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/yousyoku/jigyoseihyoka.html>

（3）応募に当たっての留意事項

ア 公募要領で定める「3-3. 応募書類の提出に当たっての注意事項」に留意して提出してください。

イ 応募資料提出の際には、「1. 応募者が提出すべき資料」を再確認の上、提出してください。

以上